

自動販売機設置事業者募集要項

群馬県では、群馬県立多々良沼公園に自動販売機を設置する事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

入札に参加を希望される方は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1 目的

都市公園の有効活用と増収を図るとともに、県民サービスの向上と地域経済の活性化を目的として、「自動販売機の設置に係る入札」を実施する。

2 入札資格要件

次の要件をすべて満たす法人または個人に限り参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 自己又は自己の法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法人にあつては群馬県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては群馬県内で事業を営んでいること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (6) 県税を滞納していないこと。

3 入札に付する事項等

- (1) 入札に付する事項
都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項に基づく公園施設設置許可に係る使用料
- (2) 設置場所及び面積（別紙1参照）
- (3) 設置期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（更新なし）
- (4) 入札は、1物件ごとに行う。
- (5) 売上実績等参考データ（別紙2参照）

4 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 申込方法

提出期間内に、提出に必要な書類を提出場所に直接持参又は郵送とし、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない。

(2) 申込期間

① 持参する場合

申込受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く。）

提出場所：館林市栄町23-1

群馬県館林土木事務所総務係

電話：0276-72-4355

② 郵送の場合

申込受付期間：令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）午後5時必着

送付先：〒374-0052

館林市栄町23-1

群馬県館林土木事務所総務係

※ 配達証明又は簡易書留等（引受及び配達記録されるもの）により送付すること。

※ 申込みに必要な書類が受付期間内に到着しない場合や不備があった場合は受け付けられないので注意すること。

(3) 提出書類（提出部数各1部）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書	○	○
②	身分証明（市町村発行のもの）		○
③	誓約書	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	○	
⑤	確定申告書（写）		○
⑥	印鑑証明書	○	○
⑦	群馬県税の完納証明書	○	○
⑧	設置する自動販売機のカタログ	○	○
⑨	申請会社・団体等の役員名簿	○	

※ ②、④、⑥、⑦については、発行後3か月以内の原本とする。

※ 群馬県会計局会計管理課の入札資格認定を受けている者は、②身分証明、④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、⑤確定申告書（写）、⑥印鑑証明書、⑦群馬県税の完納証明書の添付を省略することができる。

5 質問書及び回答について

(1) 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月20日（金）までの日（群馬県の休日を定め

る条例（平成元年群馬県条例第 16 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし、正午から午後 1 時までの間を除く。）

(2) 提出方法

上記 4（2）①の提出場所へ質問書（所定様式）を持参する。

(3) 質問者への回答

質問者に対し電子メールで個別に回答する。また、すべての質問事項及び回答をまとめ、令和 8 年 3 月 2 日（月）までに群馬県ホームページに掲載する。

6 入札参加資格の確認等

上記 4 (3)の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和 8 年 2 月 27 日(金)までに、申請者あて結果を通知する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び入札参加にあたっての留意事項を送付する。

また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。

7 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 3 月 5 日（木）午後 1 時 30 分～（入札開始時刻は下記のとおり）

物件番号	時間	物件番号	時間
1－1	午後 1 時 30 分	2－1	午後 2 時 15 分
1－2	午後 1 時 45 分	3－1	午後 2 時 30 分
1－3	午後 2 時 00 分		

(2) 場所

館林市栄町 23－1

群馬県館林土木事務所 小会議室

8 県立公園施設設置許可

上記 3（1）記載のとおり、都市公園法 第 5 条第 1 項に基づく公園施設設置許可（＝行政処分）であるため、契約書の取り交わしは行わない。

落札者は、落札決定後、5 日以内に設置許可申請書を提出し、許可を受けた上で、設置を行うものとする。

9 問い合わせ先

群馬県館林土木事務所総務係

郵便番号 374－0052

所在地 群馬県館林市栄町 23－1

TEL：0276－72－4355

FAX：0276－75－3409

E-mail：tatedo@pref.gunma.lg.jp

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
- 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋

（国及び地方公共団体の責務）

第三十二条国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 一 指定暴力団員
- 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 三 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）